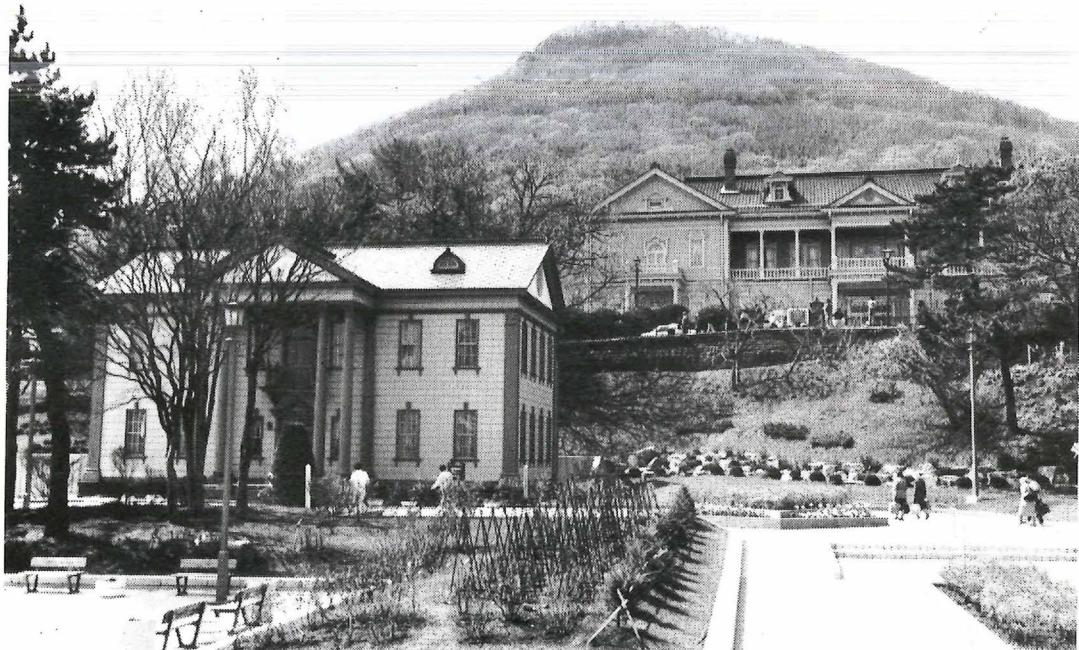


いなづま

題字 小寺寛一

発行所 函館地方電気工事協同組合
 編集総務部
 住所 函館市日乃出町7番22号
 印刷所 畠山印刷



春の元町公園

前方建物 旧渡島支庁舎
後方建物 旧函館区公会堂

労働災害の現況をみると、長期的には減少傾向を持続しており、特に昭和四七年に労働安全衛生法が制定されて以降の十年間においては、労働災害による死者数が半減するなど労働災害は大幅に減少することができました。しかし、全国の年間の労働災害の数は、今もって死者が三〇〇〇人、被災者の数は一〇〇万人と云う状況であります。

北海道における昭和五六年一年間の労働災害発生件数は死亡者三三三人、休業四日以上の被災者が二一、二七九人合計二一、六一人であります。昭和五七年の数字については三月末にならないと確定しませんが、死亡災害については今日現在把握しているのは一九三人で前年に比較して三分の一程度に減少したと云えるでしょう。

函館労働基準監督署管内における昭和五七年一月から十二月までの一年間の労働災害発生件数は、一二月三日までに当署に報告された労働者死傷病報告の集計によると死亡者一人、休業四日以上の被災者七七六人合計七八七人となっております。これを昭和五六年に比較してみますと、五六年は死亡者が二五人、休業四日以上の災害が八一五人合計八四〇人で対前年減少率は六・三パーセントで、特に死亡者については大きく減少しておりますが、これは昭和五六年の死亡者数が例年に比較して多かつたのであって、昭和五七年の死亡者数が特に少なかつたと言うことではあります。又建設業関係にだけみますと二二九件で二三・九パーセントの減少で、その内死亡者については前年の

労働災害防止と

事業者責任

函館労働基準監督署
大澤次長 安全講話より

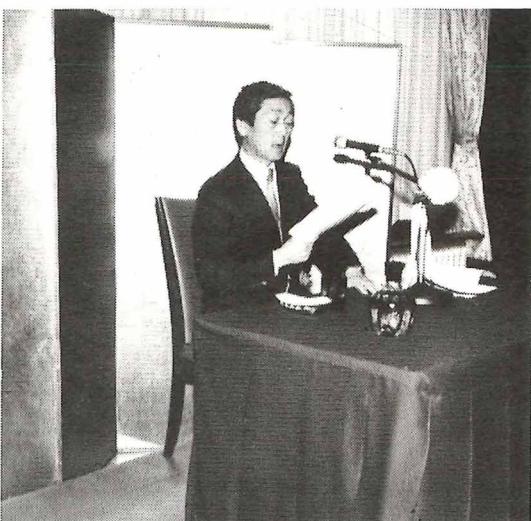
一三件に比して五件と大きく減少して居り喜ばしい現象と云えます。

次に最近の年間労働災害の推移と問題点について考えてみますと

一、死亡災害や一時に多数の死傷者を伴なう重大災害の減少傾向に鈍化が見られる。

二、労働災害の発生率が規模別、業種別、年齢別などの格差の広がりが出てきた。

三、建設業などの屋外型産業に労働災害が多発している。



四、機械化が進んでいる割に機械設備による労働災害が減少していない。

五、職業性疾病も減少しつつあると言ひながらも、重度の健康障害も後をたたない。

と言えます。

このような傾向から、昭和五八年度から新労働災害防止五ヶ年計画と言うものが制定されました。この計画は次の四つの柱から構成されて居ります。

一、労働災害の絶減へ向けての努力により、死亡災害及び重大災害の大幅な減少を図るとともに、労働災

害全体のおおむね三〇パーセントの減少を図ること。

二、職業病を予防するため適正な作業環境などの確保を図ること。

三、中高年齢者の総合的な健康保持増進を図ること。

四、産業用ロボットなど新たな技術の導入に伴なう労働災害の防止を図ること。

これらの事項を目標に積極的な労働災害防止対策が進められることになりました。

従つて、新労働災害防止五ヶ年計画の初年度となる昭和五八年度の労働基準行政の運営方針としては、これらの大目標を重点に労働災害防止対策が一番の柱となつて示されるものと思われますが、更に地域の実情に即した行政を推進して行くことになると思われます。又このほかに次の各対策が重点となるであろうと思われます。

第一＝労働災害防止対策

第二＝労働条件確保対策

これは法定労働条件の維持確保、パートタイマーの労働条件の明確化、最低賃金の問題、家内労働の問題であります。

第三＝労働時間対策

これは労働時間の短縮とか一二月に出された行政指針としての時間外労働協定に関する新たな指針が示され居り、一月一日以降協定の内容に種々の規制が加わって居ります。

第四＝勤労者財産形成対策

これは財形年金、貯蓄制度の創設、財形持家個人融資制度の拡充等であります。

第五＝高齢化の進展に対応した施策

これは退職金制度の改善、定年延長等であります。

以上の五項目についての運営方針が示されるわけであります。第一の労働災害防止対策について説明いたしますと、昭和五八年度は、第六次労働災害防止五ヶ年計画のスタートであり、昭和五八年度を初年度として昭和六二年度までの五年間に於いて労働災害の大額な減少を期さなければなりません。又この計画の中

では、特に死亡災害を三割以上減少させることが目標となつて居ります。

労働災害は、本来あつてはならないものであり、災害ゼロと言う事が究極の目標であることは言うまでもありません。しかし、現実の問題としては、五年間で三割即ち毎年六パーセント余りの死亡災害を減少させると言うことは大変なことだと思います。この大変な目標を達成するためには我々行政機関側だけでなく、むしろ関係労使即ち各企業の経営首脳者と労働者がこそ労働災害防止対策に真剣に取り組んで貰わなければならぬと思います。

労働災害の現状と問題点は先に述べたとおりであります。その方策は何かと言つて次の五項であります。第一に全産業の労働災害のうち、死亡災害で四割、屋外型産業の労働災害をはじめとする

死亡全件数で三割を占めている建設業をはじめとする第二に年々労働災害を減少させることであります。

第三に進みつつある高齢化社会を迎えて、急速に高まる高齢労働者の労働災害防止を具体的に進めて行くことであります。

第四に年々シェアを高めている第三次産業の労働災害をどのようにして減少させるかの問題であります。

第五に自動化、省力化時代を迎えて急速に普及していく産業用ロボット等マイクロエレクトロニクスの導入に伴なう労働災害防止を図ることであります。

以上五項目の課題について具体的に対策を樹てて、それを確実に実施することが五年間で死亡災害の三割減少の目標を達成する方策なのであります。

次に労働安全衛生法の業務主体について説明いたしました。

私達労働基準監督署が所掌しているのは、ご存知のとおり一般労働基準条件等の最低基準を定めている労働基準法、働く人の命と健康を守るために規制している労働安全衛生法その他最低賃金法、家内労働法、労災保

険法等がありますが、この中で労働災害防止の規制をしている法律は労働安全衛生法でこの法律は典型的な行政取締法であって、事業者が労働安全衛生法の名宛人となつてゐるのであり、その保護の対象は事業者に使用される労働者であります。

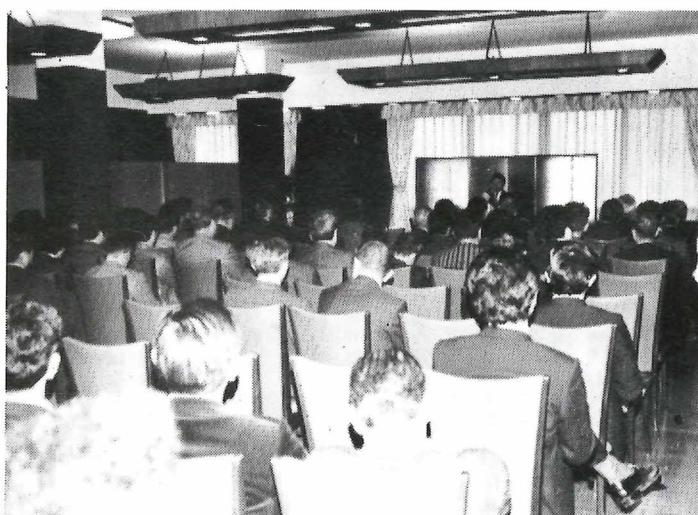
例えば、機械には安全装置をつけるべきことを事業者に命じて居り、あるいは労働者の健康診断を事業者に命ずることによつてその使用する労働者の安全と健康を確保すべきことを事業者の義務としているわけであります。又労働安全衛生法も労働基準法も、殆んどの条項に罰則がついて居りこれは刑法と同じように刑法規であります。即ちこれらの法律の規定に違反した場合には、事業者等に対する罰則が適用されることがあります。

しかし、これらの規定に関連して問題や事件が発生した場合に、その該当する規定に違反しないなければ事業者等は刑事責任を免かれることが出来るのであります。だが、刑事責任は免がれても事業者は被災した労働者に対する災害補償の義務を負わなければなりません。

次に災害補償義務について説明いたします。

昔は『怪我と弁当は手前持ち』と言うようなことで現場で怪我をしても『お前が不注意だから怪我をするんだ。』とか『ぼさぼさしているからだ。』とか言って、仕事の上で怪我をしても労働者自身の責任だとされて補償されませんでした。まして業務上の疾病とか職業病などについては全く問題にされませんでした。これは、当時の風潮として過失責任主義と言うものが大原則となつていて『過失なければ責任なし。』と言うことで、親の方に過失がなければ責任を持つことはないとされていたのであります。

しかし、産業活動が活発になり、規模も大きくなつて労働災害の発生も顕著になつてくるにしたがつて、職場での災害については事業主側に過失等があつても無くとも事業主の方で被災労働者に対して災害補償を行なわなければならないと言ふ考え方になつて来ました。



た。これが無過失損害賠償責任理論と言つものであつて、昭和二二年九月一日に労働基準法が施行された時から労働災害に対する事業主の補償義務が規定され、同時に労災保険法も施行されて、事業主が労災保険に加入して保険料を納入することによって労働者の労働災害および職業病については事業主に替つて労災保険から補償が行なわれることになったのであります。これは、労働基準法に基づく事業主の災害補償の刑罰も我が国では昭和三〇年代には全くといつていい程主張されておらず、昭和四五年頃より裁判上有力に主張されはじめたものであつて、判例として定着はじめたのはごく近年のことであります。これは刑事上の労働安全衛生法の責務のほかに民法の損害賠償等民事訴訟の問題としてこのよくな傾向になつて来たのであります。その考え方としては、昭和四九年の判例ですが、

『労働契約は基本的には労働者が使用者に対し労務に服することを約し、これに対して使用者が報酬を支払うことを約す双務有償契約であるが、労働者は使用者の指揮に服しその指定した労務供給場所に配され、使用者の提供する設備、機械、器具等を用いて労働供給を行うものであり、かつ信義を守るべき義務があるが、これに対応し右労働契約に含まれる使用者の義務は単に右報酬支払義務に尽きるものではなく、右諸施設から生ずる危険が労働者に及ばないよう労働者の安全を保護する義務も含まれているものといわなければならぬ』

とされて居ります。

また、『労働関係に付随する義務として、その労働提供の過程において生命、健康をそこなうことのないよう危险から保護し、そして安全を保証するべき義務を信義則上負うものというべきである』とされて居ります。

これらが『安全配慮義務』として単に労働安全衛生法を守つていればよいと言つことではないのだと言えます。

第二番目として、安全管理義務の範囲と言うものについてであります。企業は前述のとおり、労働者に対していわゆる安全配慮義務を負つてゐるのであります。これは、労働基準監督官から弁護士となつて中央で活躍している安西愈弁護士の説明を引用しますと、法

い な づ ま

すが、そこで義務づけられている安全管理の範囲はどうなっているのであろうか。特に労働安全衛生法との関係がどうなっているのかが問題となります。

これについて安西弁護士の説明によれば、よく事業者の中には『法律上遵守義務を負っている労働災害の防止事項は、労働安全衛生法に定めるもののみ』であると思つてゐる人がありますが、労働安全衛生法に定めてあるものだけではなく、もっと広く、いわば労働安全衛生法の周辺にあって使用者（事業者）の防止可能な災害の防護義務であるといえます。

すなわち、事業者の労働者に対する労働災害防止のための安全管理義務は、単に労働安全衛生法に定められた事項を遵守するだけでは足りず、その周辺にある労働災害発生の危険の防止義務であり、労働安全衛生法を守つてはいるだけでは完全に労働災害の防止措置を尽してはいることができないのであります。

労働安全衛生法は、災害発生につながる全部の事項を網羅して規制しているのではなく、その中でも最も重要で重大なものだけを規制して、刑罰を背景にして事業者に遵守を強制しているものなのです。

そして、事業者に対して労働安全衛生法では規制されていないが、その周辺にある事業者としての安全管理の欠陥・不備にもとづく労働災害の防止義務が、民法上の義務として課せられてゐるのであります。

それでは安全管理義務の具体的な内容はなにかと言つことになりますと、①物的・環境的危険防止義務、②作業行動上の危険防止義務、③作業内容上の危険防止義務と云うことになり、各義務の内容としては、①そこから予見される労働災害発生の危険があるならそれを予見し、②その労働災害の結果を回避しなければならないということになります。

今まで申しあげてきた事項が安全管理責任と言うことについての義務主体から範囲・内容と云つたものですが、最後に常々言つて居ることですが、労働災害防止に対する姿勢、心構えと言いましょうか、労働災害防止は企業みずからが行うものであることを充分認識

の上、事業主及び経営首脳者各自がみづから災害防止をやると言う方針を樹て、それを実行して貰わなければなりません。

次に事業場の各級監督者、管理者は、事業主・経営首脳者の意志を忠実に受けとめ、経営首脳者の考えをいかに日常の企業活動、作業に実行していくか、いかにして末端の労働者に行なわせるかと言う努力をして貰わなければなりません。又、そのためには経営首脳者は各級監督署、管理者にそれぞれの立場で労働災害防止、安全管理を行なえる権限を与え、職務を判断と定めてその職務を行なわさせなければなりません。

しかし、そのように職務を定め、権限を与えても実際に行なわれなければ、社長が幾ら災害防止に熱心な人であつても實際には労働災害防止が行なわれないでしょう。このような場合には何故行なわれないか検討し、勿論行なえるようになければなりませんが、若し行なえる状態であるにもかかわらず各級監督者、管理者がその職務を行なつていなかつたとしたならば、災害が発生する前にその責任を明確にし、社長の意志が監督者、管理者を通して末端の労働者まで通るような安全管理体制を整えなければなりません。

第三に、第一線の労働者については、労働災害防止と言つことについて自分自身を労働災害から守るのだと云う自覚を持たなければなりません。又、自分の手抜き、横着から同僚労働者に危害を及ぼすことがあつてはならないと云うことで、事業場の安全の規律を遵守し各級監督者、管理者の作業指示や監督指示を順守する自覚を持つなければなりません。

このように各々の立場の者が三位一体となつて、はじめて労働災害防止が期されると思います。

役員会だより

第八回役員会

五七・一二一・七

一、慶弔報告

(一)、共栄電気工業社長病氣入院見舞

二、貸付報告

(二)、マツヤ電気代表者病氣入院見舞

三、各支部報告並提案事項

(一)、特記事項なし

四、総務委員会事項

(一)、永年勤続者表彰式の報告

(二)、道工業組合より旅費の補助について

(三)、所属支部の変更について

五、技術・教育委員会事項

(一)、キンポウ埋込型計器箱について

(二)、年末年始の業務取扱について

(三)、看板灯の修理について

六、事業委員会事項

(一)、全道大会及び支部対抗電気工事技能競技大会について

七、事業委員会事項

(一)、第三者賠責保険調査費の還付について

(二)、住友団体共済保険の運営費および事務費の還付について

八、保守管理業務契約推進コンクールについて

(一)、汐谷電機工業代表者令室ご逝去

第九回役員会

五八・一・二八

(一)、慶弔報告

五八・一・二八



二、貸付報告

六社 一二三〇万円

三、各支部報告並提案事項

西支部=忘年会を開催した。

中渡島=新年会を開催、技能競技大会の出場を要請した。

東支部=新年会を開催した。

八雲支部=各ブロック毎に新年会を開催した。

四、総務委員会事項

(一) 新年宴会の開催要領について

(二) 新規加入申込について

(三) 道工業組合総代会の出席について

五、技術・教育委員会事項

(一) 電気工事の責任限界点について

道工業組合の意見として『引渡し時点を限界点とする。なお瑕疵担保の契約期間のあるものはそれによる。』と全日電工連に回答した。

(二) タイムスイッチ時刻調整工量の取扱について

(三) 北電の工事量の中に新しく設定された。

(四) タイムスイッチ時刻調整工量=一件当六点

(五) 適用単価=低圧計器工事工量単価

(六) 適用開始=五八年一月勘定分から

(七) メッセンジャー引込線の電設付帯工事について

(八) 従来メッセンジャー引込線工事については負担金工事と同じ取扱いされていたのであるが、最近この種の工事が非常に多くなってきて居り、期間的な問題もあって、設備・人員等諸条件が整えば内線業者が施工することも出来得ることになつたが、費材調達のこともあるので、引込以下工事資材が業者持ちに移行する時から実施したい。

(九) 臨時供給仮設工事について
後日北電と打合をする。
北工連絡会について
(五) 電気安全セミナーの開催について
(六) 北電業務研修会について
(七) 二月七・八日組合会議室で開催する。

六、事業委員会事項

(一) 大同生命团体保険料の改訂について

加入者の高年齢化及び加入者減による保険料の改訂が必要となつたので次のように改訂する。

(現行) (改訂案) (差額)

A型	三、八一〇円	三、九一〇円	一〇〇円
B型	三、二四〇円	三、三三〇円	八〇円
C型	二、六七〇円	二、七三〇円	六〇円
D型	一、七八〇円	一、八二〇円	四〇円
E型	八九〇円	九一〇円	二〇円

(二) 大同生命団体保険配当金について

保険委員会に一任する。

点検する(詳細別掲)

(一) 総務委員会事項

(二) 所属支部の変更について

司電気工事店

西支部より赤川支部へ

(三) 北電関連工事安全大会の報告

(四) 新年宴会費用の報告

(五) 道工業組合総代会について

(六) 第五回支部対抗兼全道大会予選電気工事技能競

(七) 技大会の報告について(詳細別掲)

(八) 北電業務研修会の報告

(九) 出席者数=一〇四名

(十) 積算設計研修会の開催

(十一) 主任電気工事士会議の開催

(十二) 渡島支店による業法立入検査の実施について

(十三) 事業委員会事項

(十四) 大同生命団体保険配当金の還付について

(十五) 第三者損害賠償制度について

(十六) 北電引込以下工事資材業者持制度について

(十七) 各単協事務機械化について

(十八) 第三者損害賠償制度について

(十九) 保守管理業務委託の契約解除対策について

(二十) 厚生年金基金について

(二十一) 冬期安全大会を開催した。

(二十二) ブロックの総会を開催した。

(二十三) 森ブロック

(二十四) 冬期安全大会を開催した。

(二十五) 北電の業務研修会に欠席したが、資料を送つて貰えないか。

(二十六) 合員に負担のかからない方法で実施して欲しい。

(二十七) 赤川支部=支部会議の出席率をよくするための方法を検討した。

(二十八) 支部単独で事業をする。

(二十九) 会議の開催を隔月にし、会場をホテルとかえにする。

(三十) 冬期間を利用して福祉施設の電気設備を



組合行事

11月1日	函館市庁舎落成式に大倉理事長、細川副理
4日	理事長・副理事長会議
5日	八雲支部北檜山ブロック会議
9日	年末特別融資金融委員会議
17日	第七回役員会
18日	西支部会議
19日	道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理
22日	事長出席
12月2日	中渡島支部会議
22日	永年勤続者表彰式
12月2日	全道事務長会議（引込以下工事資材業者持
3日	制度打合）に坂本事務局長出席
7日	中小企业団体中央会事務長会議に坂本事務
7日	局長出席（於拓銀ビル）
7日	第八回役員会
9日	総務委員会議
10日	東支部会議
10日	北支部会議
15日	小規模企業振興委員会議に坂本事務局長出
15日	席
15日	全日 渡島支庁訓練事務説明会に佐藤職員出席
16日	（於渡島支庁）
16日	西支部会議兼忘年会
17日	赤川支部会議兼忘年会
20日	全日 道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理
20日	事長出席
22日	雇用促進事業団訓練事務説明会に佐藤職員出席（於市職業訓練センター）
22日	いなづま編集会議
24日	北電業務打合会議

12月28日	御用仕舞
1月6日	御用始
10日	八雲支部森ブロック会議兼新年会
12日	函館税務署機関誌等編集担当者事務連絡会
14日	議に坂本事務局長出席
15日	八雲支部北檜山ブロック会議兼新年会
19日	道工業組合会計監査に吉田副理事長出席
20日	（於札幌市）
21日	道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理
21日	事長出席
22日	東支部会議兼新年会
22日	中渡島支部会議兼新年会
25日	北工連絡会議に細川副理事長外役員十名出
25日	席（於組合会議室）
27日	江差支部会議兼新年会
28日	組合新年会（詳細別掲）
2月7日	北電関連工事安全大会（於北電会議室）
8日	北電業務取扱研修会（於組合会議室）
8日	出席者＝一〇四名
14日	全道事務局事務機械化打合会議に佐々木（謫）
14日	理事 坂本事務局長出席
14日	西支部会議
15日	事業委員会議
15日	中支部会議
15日	電気工事技能競技大会打合会議
15日	北海道電気工業厚生年金基金代議員会に
17日	坂本事務局長出席（於札幌市）
17日	赤川支部会議
17日	八雲支部森ブロック冬季安全大会
18日	事業内訓練校技能照査（学科・実技）
18日	電気工事技能競技大会審査委員会議
19日	福島支部総会
20日	第五回支部対抗兼全道大会予選電気工事技
20日	能競技大会（於函館市職業訓練センター）
22日	第一回役員会

組合員の異動

〔代表者・住所の変更〕

〔新〕

一、司電気工事店

函館市桔梗町三七一八一

函館市弁天町二一―六

一、協信電気工業株函館支店

支店長 鶴沢芳雄

須藤義雄

一、久保田電気工事店

支店長 亀田郡尻岸内町

宇川上三四〇五

一、吉田電気商会

代表者 吉田健二

宇川上三四〇六

一、巴電気工業所

代表者 田仲時善

宇川上三四〇六

一、代表者 田仲時善

代表者 吉田武雄

組合員消息

一、一二月上旬 梶谷電気商会代表者梶谷正幸殿怪我 入院

一、一二月中旬 烟山電気商会代表者烟山清治殿病氣 入院

一、一二月二四日 汐谷電機工業株代表者汐谷石敏殿ご令室ご逝去

一、一二月三一日 元弘電社長猪股貫一殿ご逝去

一、二月四日 大成電業従業員死亡

2月24日 渡島支庁業法立入検査（三五業者）

2月25日 道工業組合総代会に大倉理事長外理事九名出席（於札幌市）

恒例

『新年宴会』行なわる

去る一月二十八日、恒例の新年宴会が今年は会場を末広町の五島軒本店に移して賑やかに挙行されました。午後二時から第九回の役員会が別室で行なわれ、続いて『労働災害防止と事業者責任』と題して、函館労働基準監督署大澤忠次長の特別講演が約一時間に亘つて行なれ、約一〇〇名の組合員が熱心に聴講しました。

午後五時三十分、渡島支厅片貝商工労働課長をはじめ官公庁関係来賓六名、北電来賓二三名、電材店ほか



来賓一二名、組合員一三四名に事務局を含めて一五一
名が一堂に会しました。
病気入院中の大倉理事長に代つて細川副理事長が年頭の挨拶、次いで来賓各位ならびに新加入組合員五名を紹介ののち吉田副理事長の乾杯で祝宴に入りました。
余興に入り、恒例になつた支部対抗のど自慢大会が九支部、北電から各一名が前・後半に分かれて競いましたが、最近のカラオケブームの故か出場者全員が上手なのに加えて、後半に入つてからは出場者に花束を贈つての応援や、テープ?をとばしての声援、一方では審査をお願いした電材関係来賓にお酒のサービスで点数をかせぐやらで、司会の坂本事務局長も大わらは。結局江差支部が逆転で四年連続優勝を果たしましたが、北電チームが鈴木次長の応援の甲斐があつて六位になりました。

午後八時、北海道電設資材卸業組合連合会函館支部長青柳直氏の音頭により、関係者一同の益々の繁栄と大倉理事長の早期全快を祈念しての万才三唱で盛会裡に終宴となりました。

赤川支部

福祉施設奉仕を行う

赤川支部員二十七名は、去る三月四日湯の川町一丁目七番二十七号養護老人ホーム『清和荘』の電気設備不良箇所の修理・点検を行いました。

考えてみますと我々電気工事業者は戦後国土復興のため、住宅建設・設備拡充等に於て電気供給の基盤作りに邁進してきました。しかし自分の仕事以外には目もくれず日々工事に明け暮れて月日は流れ行きました。日本列島の改造にかけりも始めオイルショックと続き、低成長・安定成長が続いている現在になつて、自分達の廻りを見つめる時間が出来るようになりま

我々が今日ある事は、地域社会のお陰であり感謝の気持ちを忘れてはならないと思います。今日本では老人福祉の切捨てが大きな問題になつております。
戦前、戦後を通じて現在の日本を支えて来た人々は既に年老いてしまいました。又、戦後の親子関係は核家族化が進み、老人だけでの生活も多くなり孤独に込まれて、施設入居の傾向が増加しております。



支部会議において、今我々が出来る事は福祉施設への奉仕であろうと思い、冬期閑散期を利用し地域社会の奉仕の一貫として我々でなければ出来ない電気設備の修理・点検を行う事に決定実施をしたのであります。
支部員の僅かな時間の奉仕ではありましたが、施設の方々の喜びとお礼の言葉に久しぶりに心の安らぎを覚えつつ帰途につきました。

隨筆

ふたたび中国へ その一

平 沼 智 子

『また中国?』と人は云う。

しかし今度の中国旅行

は私にとって、千万のお金を積んでも二度と来ないチャンスであった。それは中国仏教協会、日本天台宗共催の祖師顕彰碑除幕式参列だからである。記念碑・顕彰碑等の除幕式などというものはそうザラにある行事ではない。まして参列などはめったにない機会である。今回は両国共催であると同時に、中国が日本を招待したという事もあり、又中国の除幕式とはどんなふうにして行うものかも知りたかったのが参加した理由である。

参加者は一般公募でないので天台宗関係者と限られて居たが、それなりに意義があつたと思う。除幕式のあと杭州・上海・北京と観光する。杭州は靈隱寺を参拝西湖遊覧をし、上海は玉佛寺と長江の支流黃浦江下りの船旅、そして北京は待望の故宮と明の十三陵、万理の長城である。一番感激したのは中国仏教協会の招待と云う事で国賓級の扱いであった。

除幕式は十月十九日(昨年)一日だけで、日程は十月十七日に(同)成田を出発し二十五日成田着の九日間、法要以外は観光と歓迎宴が四日、答礼宴が一日と半分が宴会で、前回のシルクロードの時は三キロやせて帰ったが、今回は二キロ増えていた。

さす

参加者総勢百三十四名のうち百三十人は座主の山田恵諦猊下を筆頭に本山の長老や各教区の代表者などの増呂達で七十才以上が相当数参加し、その他四名は私の外はお坊さんの奥様が一人、あと二人はカメラマンである。中国では許可なくては本格的カメラマンの入国はダメであるが、今回ビデオ集録の許可が出た

との事である。

百三十名からの人員なのでつきりチャーター便かと思つたら二班に別れ、先発は上海行きに乗って上海で一般客が降りてから杭州迄、私の乗つた二班は北京行でさきに杭州を廻つて吾々を降ろして北京えと云う中國側の特別のはからいである。

時差は一時間おくれ、成田を日本時間午後四時四十分発で所要時間二時間半、杭州に着いたのは夕暮から夜に移る七時十五分である。空港の建物に『杭州』と赤いネオンが光っていた。空港に浙江省の役人及び佛教協会の代表二十人位が出て迎えていた。

バスでホテルへ。ホテルで杭州佛教協会主催の歓迎宴がはじまる。ここで通訳から中国でテレビ取材などと云う事は、各国首脳の訪中位のもので国賓待遇であると知らされる。

中国の宴会は面白い。乾盃は日本流なら最初の二回だけだが、中国では宴中何回も立つて乾盃を行う。又各テーブル毎にも話題の中で乾盃を行う。そしてその時の挨拶は『御主人のお盃をお借りして乾盃しましょ』と云う。考えてみれば酒も料理も主催者の御主人のもので自分のものではない。中国の挨拶が理窟に合つて正しいのかも知れない。『また乾盃?』と何回も立つたり座つたりであった。

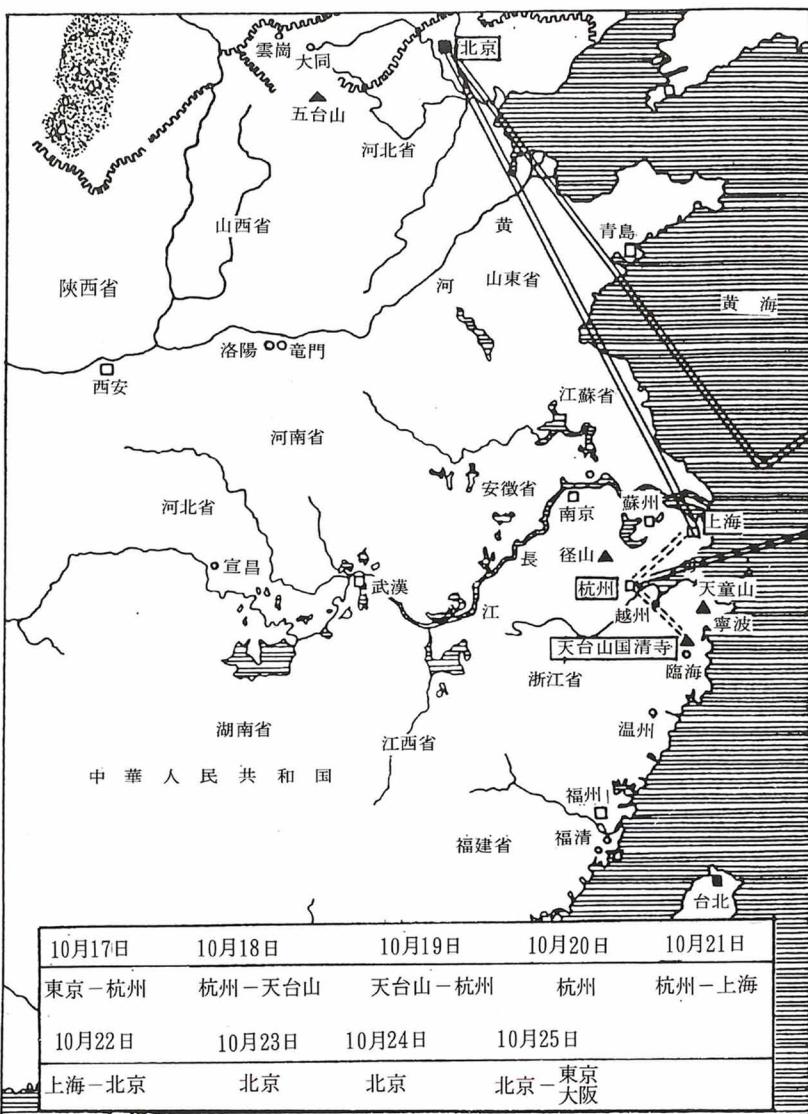
アルコールはマオタイ酒と紹興酒。マオタイ酒はコウリヤンが原料で無色透明の酒で六十度ある由、ライターで火をつけるとボッと音がする。紹興酒は米が原料で赤い酒、二十度位ある由、始めは匂がつてダメだったが帰る頃少しのめるようになつた。売店にあつ

た紹興酒には『加飯』とレッテルがはつてあった。ここで使用した箸が珍らしかった。細い竹に絵が画いてある。食事後、自分の使用したのをソッとパックに入れたら、それを見た通訳が売つてゐるところを教えてくれた。出発の際問題化している教科書の件にはふれないよう注意されたが、全くそんなことがあつたのかと思はせる位の心あたたまる歓迎宴であった。このあととの宴会も全く同じ雰囲気であった。

翌十八日、早朝六時三十分、朝靄の中を乗用車四台マイクロバス十七台、前後を中国の警官に護衛され後に救護車を従えて出発。各車毎に中国の役人と通訳が同乗する。沿道の途中に警官が立つて居り、住民が並んで手を振る。命令の浸透のよさに感心。対行のトランクも全部道端に寄り手を振つて吾々の通過を待つ。どの道でもどの町や村でも同じでこれが天台山までつく。通訳の話だと先日の鈴木首相訪中の時と同じだとの事であった。

天台山は杭州から百四十キロ。プラタナスの街路樹の続く沿道の両側は畠で稻・さとうきびを栽培、杭州附近では麻の栽培も盛んと見えて麻糸をさらしているところが至るところで目につく。稻は『南船北馬』と云はれるだけあって水路が縦横に走り、雨が豊富で緯度は日本の屋久島の位置、年三回の収穫が出来るとの事である。立木に収穫した穀物をくくりつけて乾燥させれる。はじめて見たときは鳥の巣かと思つた。警察官の服装は上衣は白、下は草色で真赤な袴をつける。帽子も白で日本のように拳銃だの棒だのと云うのを持たず丸腰である。家は前回歩いた砂漠地帯と異なり焼いたレンガか又は石造りである。生活は砂漠地帯の方がきびしいと思う。

途中嵊県(中国の県は日本の町)と云う町で三十分钟休憩。三階建の立派な建物で竹細工の工場である。帰途もここで休憩したが、売店があり一ミリ位の細い竹を編んでいろんなものを作つてゐる。ほしいと思つたものに『布袋さま』がある。七福神の『布袋』である。丸い太鼓腹も笑顔も竹、眼の玉も竹である。笑顔のよ



かつたことが今も目に残っている。材質は竹だから軽いけれど力さばるしギュ／＼押してつぶれては何にもならない。小さなパンダで我慢した。老僧達は杖を求めていた。握りが曲げた鶴の首と象の鼻の曲げた形になつて居り象の鼻の方が使いやすいと話していた。

道路は簡易舗装をしてあるが山岳地帯は土ほこりのデコボコ道で窓を開けていられない。バスの座席で跳んでいる。山道を上り、下り、又上って峠を越えるといよいよ天台県に入る。走ること五時間半、十二時に

指す天台山国清寺に着いた。

天台宗を開創して以来一、三〇〇年日本仏教の祖山で

ある。

国清寺は文帝の時代、隨の開皇一八年（五九八年）天台大師のために創建したと伝えられる。もと天台寺と称したが、後文帝の子普王広が父文帝を殺し（六〇四年）煬帝と称した時『能くこの寺を越さん。寺若しきらば國則ち清からん。まさに呼んで国清寺と為すべし』とのべられたと伝えられる。現在の建造物は額の落款に『奉勅重建國清寺雍正十二年』（一七三四年）と記されているのでこの時の建立であろうか。

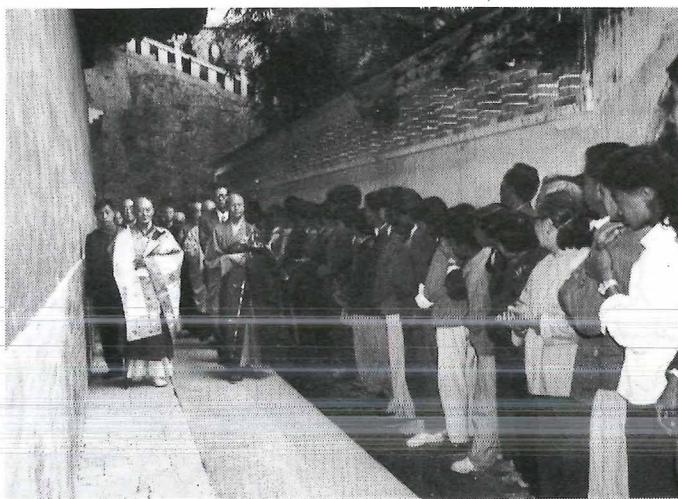
中国は清の時代にほとんどの寺院を皇帝の命によって本化してしまった。僧侶の服装も読むお経もすべて禪宗化してしまった。勿論本尊や脇侍、十八羅漢裏

堂の觀音など全国一樣で同じである。最近中国で天台山は天台宗であると云う事が理解されはじめ、国清寺の長老（住職）唯覺法師も自ら天台沙門と名乗られている由、天台宗をこそ仏教の根本であり智者大師（天台大師の事）こそ仏教の大成者、眞の先覚者だと述べて居るとの事である。唐代の末戦乱によって天台の教典が失なはれたが、宋代に逆に日本・朝鮮からもたらされたとの事である。

現在の中国は憲法改正により『公民は宗教信仰の自由を有する』とあり、『いかなる国家機関・社会団体又は個人も公民に宗教の信仰または不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する公民及び宗教を信仰しない公民を差別してはならない』と第三十五条に記されている。四人組で破壊された仏像・寺院を修復しているが、まだ全国的には及びもつかない。中国政府の巨額修復は単に外国人観光団受入のためばかりでなく、不便な天台山国清寺にさえ毎日三千人（と云われている）の参觀者があり、その内六百人が売店から線香を買って五体投地をして礼拝しているとの事であるし、杭州の靈隱寺にも沢山の人が礼拝していた。上海の玉仏寺北京のお寺も皆同じである。宗教を通して民心を培う精神的効果をねらっているのではないかと思はれる。中国は現在五万の寺と十万の僧がいると云はれているが実状ははつきりしない。北京の廣濟寺に中国仏教協会が設けられているが、これは日本の仏教協会のような任意の団体ではなく、全中国仏教寺院・僧侶の総元締で政策、財政、人事を掌握している。会長は僧侶でなく政府の要人『趙撲初』氏がつとめ、熱心に仏教の復興を計り日本佛教界との交流を深めるのに努力している。

中国は寺は官寺、僧は官吏だから、仏教協会の中から政治協商會議や全人民代表大会の委員が出てをり、国策として宗教者を保護している。

戦前は何百人と云う僧が生活していた国清寺も、現在は五六十人位居る由、今回の法要の為青年僧約三名、尼僧（老女）約二十名が杭州や上海から集めら



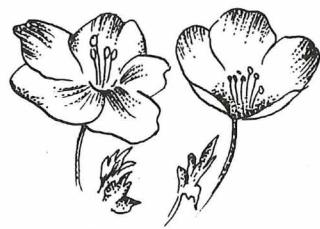
れ、日本の僧侶とほぼ同じ員数をそろえたとの事である。現在の中国仏教協会は二年前から青年層を募集し北京、上海等全国数ヶ所に仏教学院を開設し、又本年（一九八二年）福州に尼僧学院を開設したと云う。将来更に民心安定をかけているのである。中国の僧は国家から給料をもらっているので、宗教の信仰も仏教の存在も結局は党と国家の為であり、僧は国家の政策に奉仕し、人民の為に人民の幸福を祈つて経をよむと云う事である。

鐘が鳴っている。日本の鐘の音よりやや軽い感じである。実物も日本の吊り鐘の重量感がなく薄い感じで裾が波形に切れている。小川にかかる橋の前の広場は人・人・人で埋まり皆吾々の到着を待ち受けている。バスの中で僧たちは道服・輪袈裟・念珠に整える。私も半袈裟姿、念珠をもってバスを降りる。

道路の前面に大きな黄色の横断幕が張られ、赤のフチ取りに墨書きで『熱列歡迎日本天台宗建立祖師顕彰碑訪華団』とある。この横断幕は大雄宝殿（日本の本堂にあたる建物）の前にもかけられ、除幕式の場所にもあり中国側の心くばりが感じられる。小川にかかる橋渡ると土壠に『隋代古刹』の文字が先づ目にとびこむ。隋は六世紀の日本と交流があった。今から千三百年以上も前、聖德太子が遣隋使を送った時代に遡る。

全員二列に並んで大雄宝殿に入る。鐘はいつまでも鳴っていた。

（以下次号）



国清寺の僧や老若男女が通路の両側に整列し合掌して吾々一行を迎える。尼さんは髪をおろしていない、皆短かくはしているが、十代と思はれる少年僧も目につく。服装は青ねずみ色、黒っぽいねずみ色で黒色もあり黄色はチラホラである。中国服に広口の袖をつけたような道服である。

道路の前面に大きな黄色の横断幕が張られ、赤のフチ取りに墨書きで『熱列歡迎日本天台宗建立祖師顕彰碑訪華団』とある。この横断幕は大雄宝殿（日本の本堂にあたる建物）の前にもかけられ、除幕式の場所にもあり中国側の心くばりが感じられる。小川にかかる橋渡ると土壠に『隋代古刹』の文字が先づ目にとびこむ。隋は六世紀の日本と交流があった。今から千三百年以上も前、聖德太子が遣隋使を送った時代に遡る。

税 知 識 の じ わ り

- ◎確定申告書を提出した後で、計算違いなど申告に間違いがあることに気付いた人は、訂正のため、すぐには次の手続きをしてください。
- ▲申告した税金が少なかったことに気付いたときは、正しい金額にするために「修正申告書」を提出してください。この場合、税務署の調査を受けた後で修正申告すると、新たに納めることとなつた税額のほかに過少申告加算税がかかります。その前に自主的に修正申告をしたときは、「過少申告加算税」はかかりません。
- ▲申告した税金が多かったことに気付いたときは、「所得税の更正の請求書」を提出してください。
- この更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。修正申告や更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。
- 分からない点がありましたら、税務署や税務相談室にご相談ください。

支部対抗技能競技大会 入賞者

少年組

第1位	加藤 敏広	巴電工舎	東支部	部
第2位	高田 政人	日本電機保全㈱	西支部	部
第3位	池田 義則	日栄電気	中渡島支部	

青年組

第1位	西村 善光	㈱青山電工	八雲支部	部
第2位	山田 正	(有)松本電気工業	北支部	部
第3位	八田 裕司	日本電機保全㈱	西支部	部

壮年組

第1位	本庄 寛治	㈱木庄電気工業所	中渡島支部	
第2位	藤井 季敏	(有)松本電気工業	北支部	
第3位	矢本 里美	里見電気工事	中渡島支部	

支部対抗技能競技大会

恒例の支部対抗技能競技大会は、来る五月に行われる全道大会の予選を兼ねて、去る二月二〇日(日)函館市訓練センターで行われた。

今回の出場者は少年組4名、青年組8名、壮年組は9名の計21名で支部別では西支部4名、東支部3名、中支部3名、北支部5名、赤川支部1名、中渡島支部4名、八雲支部1名であり江差支部と今回も福島支部は出場者がなかった。

この度は開催時点で五月の全道大会の課題が未定のため当組合で独自に作成した課題によって、例年の如く少年組と青年・壮年組の二通りで競技を行った。競技制限時間も少年組は従来通り3時間とし、青年壮年組は2時間30分と短縮して10時30分競技開始に入った。今回も例によって課題を公表してあったので、特



前述の様にさしたる問題がないと考へられていたのが、今回はベテランである筈の壮年組に時間オーバーが3名もあって残年乍ら失格となつた。誤結線は2名充満する中で予定通り13時30分競技終了となり審査に入った。審査の結果別記の選手が入賞し表彰式が行わ

れた、支部優勝は中渡島支部に決定した。

表彰式後審査委員長の北電函館営業所牧野配電課長より講評があり、主に作業態度（安全作業に関連して工具の取扱方法等）の注意がつけ加えられた。

来る5月14日に滝川市で行われる全道技能競技大会には各組一位の入賞選手が出席権を得た事になった訳であるが、全道大会が来年以降は連続的に開催されないすう勢にもある様なので、当組合の本大会も場合によつては当分中止になりそうな懸念もあるが、とにかく全道大会の予選をかねた本大会も例年の如く関係者の絶大な協力を得て盛会裡に終了した。

編集 後記

○不確実・不透明の57年度も終り新しい年度に入りました。去年想像した以上にこの年も景気の動向が見通せず私達業界にとり苦難の一年になりそうです。○ともあれ組合員の中では特に悪い話も流れず一応平穏な状態が続いております。近く年一度の総代会が開かれますが継続的不況の中での組合活動の在り方、個々の経営を如何にするか難問が山積しております。総代会での活発な意見が期待されます。

○樺電工業平沼社長の随筆『中国を旅して』は先号完結しましたが、今回から第2回目の訪中記を連載いたします。女性の目でみた、マスコミの報道に登場の少ない部分の中国を知る上で参考になるものと思いま

吉田義一
藤原智子
駒井亀太郎
佐々木三男

あかるい明日を技術でひらく

東芝電材株式会社

040
函館市大繩町二十二番十四号
四一二二四一
電話

吟味する

松下電工株式会社

函館市昭和一丁目三〇の二二五八一

工事材料・電化製品

丸晃電氣株式會社

函館市西桔梗町五八九一四九
電話四九一三一三

全道隨一の照明設備センター
電設機器資材の綜合電機卸

大興電機株式会社

本社
札電函電函
館 話 市 西
幌 代 千代 町 六
八 二 四 九 一
雲 二 一 七 五
福 一 九 二 七
島 四 二 一 三

三菱電材特約店
あらゆる電設資材卸

隆東電機株式会社

函館市西桔梗町五八九一六二一一〇八

電設資材・機電綜合卸

進和電機株式会社

040
電函
館市
四松
二川
一町
六三
一一
三一
一一

明電をひらく電設資材の総合卸商社

株式会社
工三
函館出張所
商會

函館市豊六町三番地
電話六一〇七
本社・支社・東京
電話六一〇七
支社・小牧
電話六一〇七
本社・張所
電話六一〇七

電氣工事材料
音響通信機器
総合商社

石垣電材株式會社
函館當業所

函館営業所 040-063-060